

2020年9月11日

各 位

会社名 富士通株式会社
代表者名 代表取締役社長 時田 隆仁
(コード番号 6702 東証第一部)
問合せ先 執行役員常務 広報 IR 室長 山守 勇
電話番号 03-6252-2175

公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士通フロンテック株式会社株式等
(証券コード 6945) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正
及び買付条件等の変更

富士通株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、富士通フロンテック株式会社（証券コード 6945、株式会社東京証券取引所市場第二部上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を 2020 年 7 月 31 日から開始しておりますが、本公開買付けに係る公開買付届出書の特別関係者による株券等の所有状況に関する記載事項の一部に訂正すべき事項が確認されたことに伴い、関連する事項（本公開買付けの買付け等の期間の延長を含みます。）を訂正するため、法第 27 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定により、本日、公開買付届出書の訂正届出書を提出しました。

これに伴い、2020 年 7 月 30 日付「富士通フロンテック株式会社株式等（証券コード 6945）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を、下記のとおり変更または訂正いたしますのでお知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を、訂正箇所には二重下線を付して表示しております。

記

2. 買付け等の概要

(3) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

(変更前)

2020 年 7 月 31 日（金曜日）から 2020 年 9 月 14 日（月曜日）まで（31 営業日）

(変更後)

2020 年 7 月 31 日（金曜日）から 2020 年 9 月 29 日（火曜日）まで（40 営業日）

(5) 買付け等の価格の算定根拠等

② 算定の経緯

(本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の決定に至る経緯)

(変更前)

<前略>

(viii) 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

<中略>

また、公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法

令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、31 営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権所有者の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行うための期間を確保しております。

<後略>

(変更後)

<前略>

(viii) 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

<中略>

また、公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、40 営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主及び本新株予約権所有者の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行うための期間を確保しております。

<後略>

(7) 買付け等による株券等所有割合の異動

(訂正前)

| | | |
|------------------------------|--------------|-------------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 127,753 個 | (買付け等前における株券等所有割合 52.99%) |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | <u>302</u> 個 | (買付け等前における株券等所有割合 0.13%) |
| 買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 241,079 個 | (買付け等後における株券等所有割合 100.00%) |
| 買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 0 個 | (買付け等後における株券等所有割合 0.00%) |
| 対象者の総株主の議決権の数 | 239,478 個 | |

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2020 年 3 月 31 日現在）（個）（g）」は分子に加算しておりません。なお、公開買付者は、本日以後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、訂正が必要な場合には、訂正の内容を開示する予定です。

<後略>

(訂正後)

| | | |
|------------------------------|--------------|------------------------------|
| 買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 127,753 個 | (買付け等前における株券等所有割合 52.99%) |
| 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | <u>304</u> 個 | (買付け等前における株券等所有割合 0.13%) |

| | | |
|------------------------------|-----------|-------------------------------|
| 買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 | 241,079 個 | (買付け等後における株券等所有割合 100.00%) |
| 買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 | 0 個 | (買付け等後における株券等所有割合 0.00%) |
| 対象者の総株主の議決権の数 | 239,478 個 | |

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2020 年 3 月 31 日現在）（個）（g）」は分子に加算しておりません。

<後略>

(9) 決済の方法

② 決済の開始日

(変更前)

2020 年 9 月 23 日 (水曜日)

(変更後)

2020 年 10 月 6 日 (火曜日)

以上